フロン排出抑制法登録申請手続き案内

～第一種フロン類充塡回収業者関係～

１　趣旨等

（１）趣旨

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の規定により、第一種特定製品の整備を行う場合に冷媒としてフロン類を充塡する者及び第一種特定製品の整備又は廃棄を行う場合に冷媒として充塡されているフロン類を回収する者は「第一種フロン類充塡回収業者」の登録が必要です。

（２）申請方法

①　登録申請等については、原則として**持参による受付**としていますので、御協力をお願いします。

②　申請の受付

下記の環境管理事務所で受け付けています。

・県内に本社又は事業所（複数ある場合は、主たる事業所）がある場合…**所在地を管轄する環境管理事務所**

・県内に事業所（営業所）がない場合…**最寄りの環境管理事務所**

（登録申請手続き案内巻末の地図を参照）

開庁時間

月曜日から金曜日（休日及び１２月２９日から１月３日を除く）

午前８：３０～１２：００　　午後１：００～５：１５

名称	郵便番号	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	330-0074	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5（浦和合同庁舎）	048-822-5199
西部環境管理事務所	350-1124	川越市新宿町 1-17-17（ウェスタ川越）	049-244-1250
東松山環境管理事務所	355-0024	東松山市六軒町 5-1（東松山地方庁舎）	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	368-0042	秩父市東町 29-20（秩父地方庁舎）	0494-23-1511
北部環境管理事務所	360-0031	熊谷市末広 3-9-1（熊谷地方庁舎）	048-523-2800
越谷環境管理事務所	343-0813	越谷市越ヶ谷 4-2-82（越谷合同庁舎）	048-966-2311
東部環境管理事務所	345-0025	北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011

※記入方法等のお問い合わせについては、上記の環境管理事務所のほか、
埼玉県環境部大気環境課　規制担当
（電話番号　０４８－８３０－３０５８（直通））でもお受けしています。

（３）登録の有効期間

登録の有効期間は、**５年**です。

２　登録の申請（新規及び更新）

第一種フロン類充塡回収業者登録申請書の提出

次の申請書及び添付書類を作成し、**県内の本社又は事業所（複数ある場合は、主たる事業所）の所在地を管轄する環境管理事務所**（県内に本社又は事業所がない場合等は最寄りの環境管理事務所）に提出してください。

種類	内容
申請書	**第一種フロン類充塡回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第１）**
添付書類１	**申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）**
	ア　申請者が法人の場合→登記事項証明書 （書類提出時点で発行後３か月以内のもの）
	イ　申請者が個人の場合→書類不要 （住民基本台帳ネットワークで申請者を確認します。）
添付書類２	**フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類**
	ア　自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のいずれかの写し
	イ　自ら所有しない場合→借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のいずれかの写し
添付書類３	**フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類** →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類４	**誓約書** （申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）
参考書類５	**登録申請者の略歴書**
参考書類６	**充塡に関する事項**（いずれか該当するものを提出）
	ア　申請者又は法人の社員等が充塡に関する資格等を有する場合 →フロン類の充塡に係る者の資格等に関する報告書
	イ　申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →フロン類の充塡業務実務経験証明書
参考書類７	**回収に関する事項**（いずれか該当するものを提出）
	ア　申請者又は法人の社員等が回収に関する資格を有する場合 →フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書
	イ　申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →フロン類の回収業務実務経験証明書
参考書類８	**案内図**→登録しようとする事業所の案内図

※　提出部数は、正本１通、副本１通（申請者控え）です。
※　登録申請手数料は、**新規申請５，５００円**、**更新申請４，０００円**です。
（登録申請手数料は、埼玉県収入証紙によりますが、貼らずに持参してください。）
なお、申請書を受理した後に申請者の都合により申請を取り下げる場合や、知事が登録を拒否した場合においては、埼玉県収入証紙の払戻しはできません。
※　申請者が個人であり、住民基本台帳ネットワークによる本人情報の確認ができない場合には「住民票の写し」を提出してください。（書類提出時点で発行後３か月以内のもの）
※　登記事項証明書、住民票の写しはすべて原本の提出です。

３　登録の更新

第一種フロン類充塡回収業者が、**登録を受けてから５年**を経過した後も引き続き第一種フロン類充塡回収業を行おうとする場合には、その更新を受けなければなりません。

○登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
○登録の更新の申請は、原則として有効期間の満了する日の２か月前から申請することができます。
○更新の申請書や必要な添付書類については、新規登録の場合と同様です。
○更新後の有効期間は、**登録の更新が行われた日から５年**です。

４　登録事項の変更届出

登録事項に次の変更が生じた場合は、変更後３０日以内に手続きが必要です。

○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
○事業所の名称及び所在地
○事業所ごとに、登録申請した「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」
○事業所ごとに、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」
○事業所の追加又は登録済み事業所のうち一部の事業所の廃止

第一種フロン類充塡回収業者変更届出書の提出

次の申請書及び添付書類を作成し、**県内の本社又は事業所（複数ある場合は、主たる事業所）の所在地を管轄する環境管理事務所**（県内に本社又は事業所がない場合等は最寄りの環境管理事務所）に提出してください。**添付書類は変更の内容に該当するもののみ**を提出してください。

種類	内容
届出書	**第一種フロン類充塡回収業者変更届出書（様式第２）**
添付書類１	**申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）**
	ア　申請者が法人の場合→登記事項証明書 （書類提出時点で発行後３か月以内のもの）
	イ　申請者が個人の場合→書類不要 （住民基本台帳ネットワークで申請者を確認します。）
添付書類２	**フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類**
	ア　自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のいずれかの写し
	イ　自ら所有しない場合→借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のいずれかの写し
添付書類３	**フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類** →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類４	**誓約書※**申請者が法人の場合で代表者に変更があった場合 （申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書面）

参考書類6	**充塡に関する事項**（いずれか該当するものを提出） ※新たに充塡を行おうとする場合
	ア　申請者又は法人の社員等が充塡に関する資格等を有する場合 →フロン類の充塡に係る者の資格等に関する報告書
	イ　申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →フロン類の充塡業務実務経験証明書
参考書類7	**回収に関する事項**（いずれか該当するものを提出） ※新たに回収を行おうとする場合
	ア　申請者又は法人の社員等が回収に関する資格を有する場合 →フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書
	イ　申請者又は法人の社員等の実務経験がある場合 →フロン類の回収業務実務経験証明書
参考書類8	**案内図**→変更しようとする事業所の案内図

※　提出部数は、正本１通、副本１通（申請者控え）です。
※　変更届出書の提出に手数料は必要ありません。
※　申請者が個人であり、住民基本台帳ネットワークによる本人情報の確認ができない場合には「住民票の写し」を提出してください。（書類提出時点で発行後３か月以内のもの）
※　登記事項証明書、住民票の写しはすべて原本の提出です。
※　事業所の追加の場合は、上記のほか「第一種フロン類充塡回収業者登録申請書（様式第１）」の枠内（事業所の名称及び所在地以下）に必要事項を記入し提出してください。（申請者の住所、氏名、印は必要ありません。）

５　廃業等の届出

登録業者が下記の事項に該当した場合は、その日から３０日以内に手続きが必要です。

○個人の事業主が死亡した場合：届出者→相続人
○法人が合併により消滅した場合：届出者→代表する役員であった者
○法人が破産により解散した場合：届出者→破産管財人
○法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：届出者→精算人
○埼玉県内において第一種フロン類充塡回収業を廃止した場合
：法人→代表する者、個人→本人

第一種フロン類充塡回収業廃業等届出書の提出

次の申請書を作成し、**県内の本社又は事業所（複数ある場合は、主たる事業所）の所在地を管轄する環境管理事務所**（県内に本社又は事業所がない場合等は最寄りの環境管理事務所）に提出してください。

種類	内容
届出書	**第一種フロン類充塡回収業廃業等届出書（別記様式）**

※　提出部数は、正本１通、副本１通（申請者控え）です。
※　廃業等届出書の提出に手数料は必要ありません。
※　添付書類は必要ありません。
※　**事由の生じた日の属する年度の業務の実施状況（回収量等報告書）についても併せて報告する必要があります。（フロン類の充塡量及び回収量等に関する報告書により提出してください。）**
※　個人の事業主が死亡した場合、その相続人が第一種フロン類充塡回収業を継続して行おうとする場合には、新たに登録を受ける必要があります。

６　登録後に行う事務等

（１）第一種特定製品の整備時の取扱い

①充填に関する規定

フロン類充填回収業者が第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する時は、以下の充填に関する基準を遵守しなければなりません。

・充填に先立ち、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認してください。
・点検の実施や修理を行う必要性を、第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に説明してください。
・点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはなりません。
・充填するフロン類が、第一種特定製品に表示されたもの又は当該フロン類より GWP が低く、使用して安全上支障がないものであるか確認してください。
・充填中及び充填後に、過充填による使用中の漏えいが生じないよう必要な措置を実施してください。
・充填に係る「十分な知見を有する者」が自ら実施又は立会ってください

※「十分な知見を有する者」は、下記のとおりです。

Ａ．冷媒フロン類取扱技術者

Ｂ．下記の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者
・冷媒空調技士（日本冷凍空調学会）
・高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
・上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者・冷凍空気調和機器施工技士（中央職業能力開発協会）
・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・自動車電機装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

Ｃ．十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者
十分な実務経験を有する者…日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に３年以上携わってきた技術者

②充填証明書・回収証明書の交付

第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に充填証明書・回収証明書を交付しなければなりません。証明書には下記の事項を記載し、記載事項に相違がないことを確認の上、充填・回収した日から３０日以内に交付してください。

【証明書の記載事項等】
・整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
・第一種特定製品の所在
・第一種特定製品を特定するための情報
・第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
・証明書の交付年月日
・フロン類を充填・回収した年月日
・充填・回収したフロン類の種類（冷媒番号の区分の別）ごとの量

③充塡量及び回収量の記録及び保存
第一種フロン類充塡回収業者は、整備時に充塡・回収したフロン類の量に関する事項について記録を作成し、保存しなければなりません。

（２）第一種特定製品の整備時・廃棄時に回収したフロン類の引渡し

①引渡先
第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡さなければなりません。
②行程管理制度
第一種特定製品の廃棄時に冷媒として充塡されていたフロン類の引渡しは、書面によって行わなければなりません。(引取証明書)
③再生証明書又は破壊証明書の保存等
整備時及び廃棄時に回収したフロン類の引渡先が、第一種フロン類再生事業者の場合は再生証明書、フロン類破壊業者の場合は破壊証明書が交付されます。
第一種フロン類充塡回収業者は、交付を受けた再生証明書又は破壊証明書について、第一種特定製品の廃棄等実施者又は管理者等に回付するとともに、その写しを保存しなくてはなりません。

（３）充塡量及び回収量の都道府県知事への報告

第一種フロン類充塡回収業者は、フロン類の種類ごとに、毎年度、第一種特定製品の整備時に冷媒として充塡した量及び回収した量、整備・廃棄等時に回収した量等を都道府県知事に報告しなければなりません。
埼玉県内の４月１日から翌年３月３１日までの充塡回収量については、フロン類の充塡量及び回収量等に関する報告書により、年度終了後、４５日以内に所管の環境管理事務所へ郵送又は電子申請にて提出してください。
なお、充塡及び回収等の実績がない場合でも必ず報告してください。

報告事項（フロン類の種類ごと）
【整備時（機器の新規設置時も含む)】
・フロン類を充塡した機器の台数
・充塡した量（回収した後に再び機器に充塡した量を除く）※新規・整備の別ごと
【整備・廃棄等】
・フロン類を回収した機器の台数
・回収した量
・年度当初に保管していた量
・第一種フロン類再生業者に引き渡した量
・フロン類破壊業者に引き渡した量
・充塡回収業者による簡易な再生を行い機器に充塡した量
・引渡し先の例外として都道府県知事が認めた者に引き渡した量
・年度末に保管していた量

（４）第一種フロン類充塡回収業の廃業時等の措置

第一種フロン類充塡回収業者が廃業等をする場合は、廃業等の届出と併せて、その属する年度の充塡量及び回収量等を、都道府県知事に報告しなければなりません。
第一種フロン類充塡回収業者が、登録を取り消された場合においても同様です。

第一種フロン類充塡回収業者登録申請書の記入方法と記入例

★登録申請書の提出について

（表面）

①第一種フロン類充塡回収業者の登録を受けるには、「様式第１（第８条関係）第一種フロン類充塡回収業者登録申請書」と添付書類を埼玉県（所轄の環境管理事務所）に提出します。

②申請書は、「登録」か「登録の更新」であるのかを明らかにします。「登録」の場合は、「登録の更新」と「第３０条第２項」を消します。

③「※登録番号」及び「※登録年月日」は、埼玉県が使用・記入する欄ですので、新規の登録申請者はこれらの欄に記入しないでください。

④申請書を提出する年月日、申請者（法人の場合はその代表者）の住所、氏名を記入し、申請者の印（法人の場合は代表者の印）を押印します。
なお、登録の申請者は、８頁の「登録を受けられない条件」の表に示した事項に該当しないことが必要です。

⑤「事業所の名称及び所在地」の欄には、個人の場合は事業所名（ない場合は氏名）及び電話番号を記入します。（自宅と同じ場合も記入します）
法人の場合は事業所と所在地を記入します。申請者と同じ場合でも記入します。

⑥「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するすべての欄に〇をつけます。

⑦「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するすべての欄に〇をつけます。

⑧「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」の欄には、所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入します。
なお、事業所が複数ある場合は次のようにします。

- 複数の事業所を有する事業者は、事業所ごとに「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」、「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡使用とするフロン類の種類」及び「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」を登録する必要があります。
- 事業者が一括して複数事業所を登録申請する場合には、以下の方法によって行います。なお、登録申請手数料は１件分です。
  申請書１枚目：記入方法に従い、すべての欄に記入。
  申請書２枚目：２枚目以降は、「事業所の名称及び所在地」以下について記入。
  （事業所が３か所以上ある場合には、２枚目と同様の方法で記入）
- 「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」については、「事業所の名称及び所在地」に記入した事業所が利用可能である回収設備をすべて記入してください。
  （事業者全体で所有するフロン類回収設備を複数事業所で利用する場合、登録するそれぞれの事業所において利用可能な数を登録するため、重複可。）
- 添付書類については、登記事項証明書や欠格事項に該当しないことを説明する書類については申請書１枚目に添付し、フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類、フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類については、それぞれの事業所の申請書「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」に記入されたものに対応した書類を添付してください。

（裏面）

⑨申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を任意に記載できます。

⑩埼玉県収入証紙は、提出時においては申請書に貼らずに持参してください。

★記入例リスト

・様式第１【登録申請（申請者が法人の場合）の記入例】
・様式第１【登録申請（申請者が個人の場合）の記入例】
・様式第１【登録更新申請（申請者が法人の場合）の記入例】
・様式第１【登録更新申請（申請者が個人の場合）の記入例】
・添付書類４【法人の場合の記入例】
・添付書類４【個人の場合の記入例】
・参考書類５【記入例】
・参考書類６－１【記入例】
・参考書類６－２【記入例】
・参考書類７－１【記入例】
・参考書類７－２【記入例】

★登録のための要件

第一種フロン類充塡回収業者の登録を受けるに当たっては、次に示す事項に該当していないことが必要です。

なお、登録申請書類等に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載がなかったりしたときには、登録が受けられませんので御注意ください。

登録を受けられない要件（申請者等の欠格要件）

１	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
２	フロン排出抑制法の規定若しくは自動車リサイクル法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
３	登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
４	登録を取り消された法人において、その処分のあった日前３０日以内に役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
５	業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
６	法人であって、その役員のうちに上記１～５のいずれかに該当する者があるもの

様式第１（第８条関係）【登録申請（申請者が法人の場合）の記入例】
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 登　　録 申請書
~~登録の更新~~

新規登録は空欄

※登録番号	
※登録年月日	

申請する日付を記入

平成２７年　４月　１日

（宛先）
埼玉県知事

第一種フロン類充塡回収業を行う者の名称（法人）を記入

（郵便番号）123-4567
住　　所〇〇県埼玉市高砂 1-2-3
氏　　名合理化空調株式会社
代表取締役　排出　太郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 123-456-7890

代表者印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２７条第２項~~第３０条第２項~~の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登 ~~登録の~~

複数の事業所がある場合には、事業所毎提出（8 ページ参照）

事業所の名称及び所在地				
	名　称	合理化空調株式会社　さいたま事業所		
	所在地	（郵便番号）321-9876 〇〇県埼玉市大久保 2-3-4　　電話番号 987-654-3210		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
	回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー	〇	〇	〇
	(2)冷蔵機器・冷凍機器	〇	〇	〇
	フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品	〇	〇	〇
充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類				
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類等	充塡しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー	〇	〇	〇
	(2)冷蔵機器・冷凍機器	〇	〇	〇

該当するすべての欄に〇をつける

該当するすべての欄に〇をつける

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	台	台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
	台	3 台

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入

様式第１（第８条関係）【登録申請（申請者が個人の場合）の記入例】
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 登　　録 ~~登録の更新~~ 申請書

新規登録は未記入

※登録番号	
※登録年月日	

申請する日付を記入

平成２７年　４月　１日

（宛先）
埼玉県知事

個人印

（郵便番号）123-4567
住　　所〇〇県埼玉市高砂１-２-10
氏　　名　抑制　次郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 456-789-0123

第一種フロン類充塡回収業者を行う者の氏名を記入

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 ~~第３０条第２項~~ の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登　　録 ~~登録の更新~~ を申請します。

名称がない場合は氏名

事業所と住所が同じ場合も記入

事業所の名称及び所在地				
	名　称	アジャスト商会		
	所在地	（郵便番号）123-4567 〇〇県埼玉市高砂 1-2-10　電話番号 456-789-0123		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
	回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナ	〇	〇	〇
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			
	フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品			
充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類				
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナ	〇	〇	〇
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			

該当するすべての欄に〇をつける

該当するすべての欄に〇をつける

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	台	台
CFC、HFC 兼用	台	台
HC	台	台
C	台	１台

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入

様式第１（第８条関係）【登録更新申請（申請者が法人の場合）の記入例】
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 ~~登　　録~~ 登録の更新 申請書

更新時は記入

申請する日付を記入

録番号	12440031
登録年月日	H22.4.2

平成２７年　４月　１日

（宛先）
埼玉県知事

第一種フロン類充塡回収業を行う者の名称（法人）を記入

（郵便番号）123-4567
住　　所〇〇県埼玉市高砂 1-2-3
氏　　名合理化空調株式会社
代表取締役　排出　太郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 123-456-7890

代表者印

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第２７条第２項~~ 第３０条第２項の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の ~~登　　録~~ 登録の

複数の事業所がある場合には、事業所毎提出（8 ページ参照）

事業所の名称及び所在地		
名　称	合理化空調株式会社　さいたま事業所	
所在地	（郵便番号）321-9876 〇〇県埼玉市大久保 2-3-4　　電話番号 987-654-3210	

該当するすべての欄に〇をつける

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	〇	〇	〇
(2)冷蔵機器・冷凍機器	〇	〇	〇
フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品	〇	〇	〇

該当するすべての欄に〇をつける

充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類			
充塡の対象とする第一種特定製品の種類等	充塡しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	〇	〇	〇
(2)冷蔵機器・冷凍機器	〇	〇	〇

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	台	台
CFC、HFC 兼用	台	台
HCFC、HFC 兼用	台	台
[illegible]	台	3 台

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入

様式第１（第８条関係）**【登録更新申請（申請者が個人の場合）の記入例】**
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 ~~登　　録~~ 登録の更新 申請書

更新時は記入

申請する日付を記入

~~登~~登録番号	12440032
~~登~~登録年月日	H22.4.2

平成２７年　４月　１日

（宛先）
埼玉県知事

個人印

第一種フロン類充塡回収業を行う者の氏名を記入

（郵便番号）123-4567
住　　所〇〇県埼玉市高砂１-２-10
氏　　名　抑制　次郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 456-789-0123

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ~~第２７条第２項~~ 第３０条第２項の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の ~~登　　録~~ 登録の更新 を申請します。

名称がない場合は氏名

事業所と住所が同じ場合も記入

事業所の名称及び所在地

名　称	アジャスト商会
所在地	（郵便番号）123-4567 〇〇県埼玉市高砂 1-2-10　電話番号 456-789-0123

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナ	〇	〇	〇
(2)冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品			

該当するすべての欄に〇をつける

充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類

充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナ	〇	〇	〇
(2)冷蔵機器・冷凍機器			

該当するすべての欄に〇をつける

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
CFC 用	台	台
HCFC 用	台	台
HFC 用	台	台
CFC、HCFC 兼用	台	台
C	台	台
H	台	台
C	台	1 台

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて台数を記入

（添付書類４）**【法人の場合の記入例】**

誓約書

平成２７年　４月　１日

（宛先）
　　埼玉県知事

（郵便番号）123-4567
住　　所〇〇県埼玉市高砂 1-2-3
氏　　名合理化空調株式会社
　　代表取締役　排出　太郎　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 123-456-7890

代表者印

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号）~~第２９条第１項第１号から第５号~~ 第２９条第１項第１号から第６号 までに該当しないことを誓約します。

備考　申請者が法人である場合にあっては、「第２９条第１項第１号から第５号」を、申請者が個人である場合にあっては、「及びその役員」と「第２９条第１項第１号から第６号」を消して使用すること。

（添付書類４）**【個人の場合の記入例】**

誓約書

平成２７年　４月　１日

（宛先）
　　埼玉県知事

（郵便番号）123-4567
住　　所〇〇県埼玉市高砂１-２-10
氏　　名　抑制　次郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 456-789-0123

個人印

登録申請者~~及びその役員~~は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号）第２９条第１項第１号から第５号~~第２９条第１項第１号から第６号~~までに該当しないことを誓約します。

備考　申請者が法人である場合にあっては、「第２９条第１項第１号から第５号」を、申請者が個人である場合にあっては、「及びその役員」と「第２９条第１項第１号から第６号」を消して使用すること。

（参考書類５）**【法人の場合の記入例】**

登録申請者の略歴書

名称		合理化空調株式会社
所在地		（郵便番号）123-4567 〇〇県埼玉市高砂 1-2-3 電話番号 123-456-7890
略歴	期　間 （自　年　月　日） （至　年　月　日）	職務内容又は業務内容
	昭和 50.4.1	設立　冷凍空調設備工事の営業を開始
	昭和 63.9.1	フロン類回収業務を開始
	平成 2.4.1	フロン類充塡業務を開始
賞罰	年　月　日	賞罰の内容
		なし

上記のとおり相違ありません。

平成２７年　４月　１日

代表者印

氏　　名 合理化空調株式会社
代表取締役　排出　太郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

備考　１　この略歴書は、登録申請者について作成すること。
２　「職務内容又は業務内容」の欄には、現在に至るまでの職務又は業務の内容を記入すること。
３　「賞罰」の欄には、第一種フロン類充塡回収業に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入し、該当する賞罰がない場合には「なし」と記入すること。

（参考書類５）**【個人の場合の記入例】**

登録申請者の略歴書

名称		抑制　次郎（アジャスト商会）
所在地		（郵便番号）123-4567 〇〇県埼玉市高砂 1-2-10 電話番号 456-789-0123
略歴	期　間 （自　年　月　日） （至　年　月　日）	職務内容又は業務内容
	昭和 50.4.1	設立　冷凍空調設備工事の営業を開始
	昭和 63.9.1	フロン類回収業務を開始
	平成 2.4.1	フロン類充塡業務を開始
賞罰	年　月　日	賞罰の内容
		なし

上記のとおり相違ありません。

平成２７年　４月　１日

個人印

氏　　名抑制　次郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

備考　１　この略歴書は、登録申請者について作成すること。
２　「職務内容又は業務内容」の欄には、現在に至るまでの職務又は業務の内容を記入すること。
３　「賞罰」の欄には、第一種フロン類充塡回収業に関する行政処分あるいは行政罰、その他の賞罰について記入し、該当する賞罰がない場合には「なし」と記入すること。

（参考書類６－１）【記入例】

フロン類の充塡に係る者の資格等に関する報告書

1　氏名	排出　三郎
2　担当事業所名称	合理化空調株式会社　さいたま事業所
3　資格等の名称	第一種冷媒フロン取扱技術者

4　資格証明書等の写し
（業界団体等が発行している回収技術等に関する資格証明書等の写しを添付してください。）

（フロン類の充塡に関して十分な知見を有する者）

Ａ．冷媒フロン取扱技術者
第一種冷媒フロン取扱技術者（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会）
第二種冷媒フロン取扱技術者（一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）

Ｂ．一定の資格を有し、かつ、充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者
・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
・高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
・上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者
・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

Ｃ．十分な実務経験を有し、かつ、充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者
十分な実務経験とは、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充塡に３年以上携わってきた技術者

※充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習
充塡時に求められる知識の講義及び考査を指し、一定の水準に達している必要があるため、環境省及び経済産業省に照会する

（参考書類６－２）**【記入例】**

フロン類の充塡業務実務経験証明書

氏　　名　**充塡　知見**

上記の者は次の表に掲げるとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

実　務　の　内　容	期　間
大型冷凍空調機器にフロン類を充塡する業務	**平成２０年　４月　１日から** **平成２７年　４月　１日まで** （　**７年**　　月間）
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで （　　年　　月間）
担当事業所名称	**合理化空調株式会社　さいたま営業所**
証明者と被証明者との関係	**社員**

平成２７年　４月　１日

証明者

住　　所**〇〇県埼玉市高砂 1-2-3**
氏　　名**合理化空調株式会社**
代表取締役　排出　太郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代表者印

備考　１　この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。
　　２　実務の内容欄には、従事した主な充塡業務を具体的に記入すること。

（参考書類７－１）**【記入例】**

フロン類の回収に係る者の資格に関する報告書

1　氏名	**排出　三郎**
2　担当事業所名称	**合理化空調株式会社　さいたま事業所**
3　資格の名称	**高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）**

4　資格証明書の写し
（業界団体等が発行している回収技術等に関する資格証明書の写しを添付してください。）

（業務用冷凍空調機器の回収に関係する資格の例）

ア．冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
イ．高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
ウ．冷凍空気調和機器施工技能士
エ．高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
オ．フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
カ．冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
キ．技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））
ク．自動車電機整備士（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）

（参考書類７－２）【記入例】

フロン類の回収業務実務経験証明書

氏　　名　回収　有子

上記の者は次の表に掲げるとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

実　務　の　内　容	期　間
大型冷凍空調機器からフロン類を回収する業務	平成２０年　４月　１日から 平成２７年　４月　１日まで （　７年　　月間）
	年　　月　　日から 年　　月　　日まで （　　年　　月間）
担当事業所名称	合理化空調株式会社　さいたま営業所
証明者と被証明者との関係	社員

平成２７年　４月　１日

証明者

住　　所〇〇県埼玉市高砂 1-2-3
氏　　名合理化空調株式会社
代表取締役　排出　太郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代表者印

備考　１　この証明書は、被証明者１人について、証明者別に作成すること。
　　２　実務の内容欄には、従事した主な回収業務を具体的に記入すること。

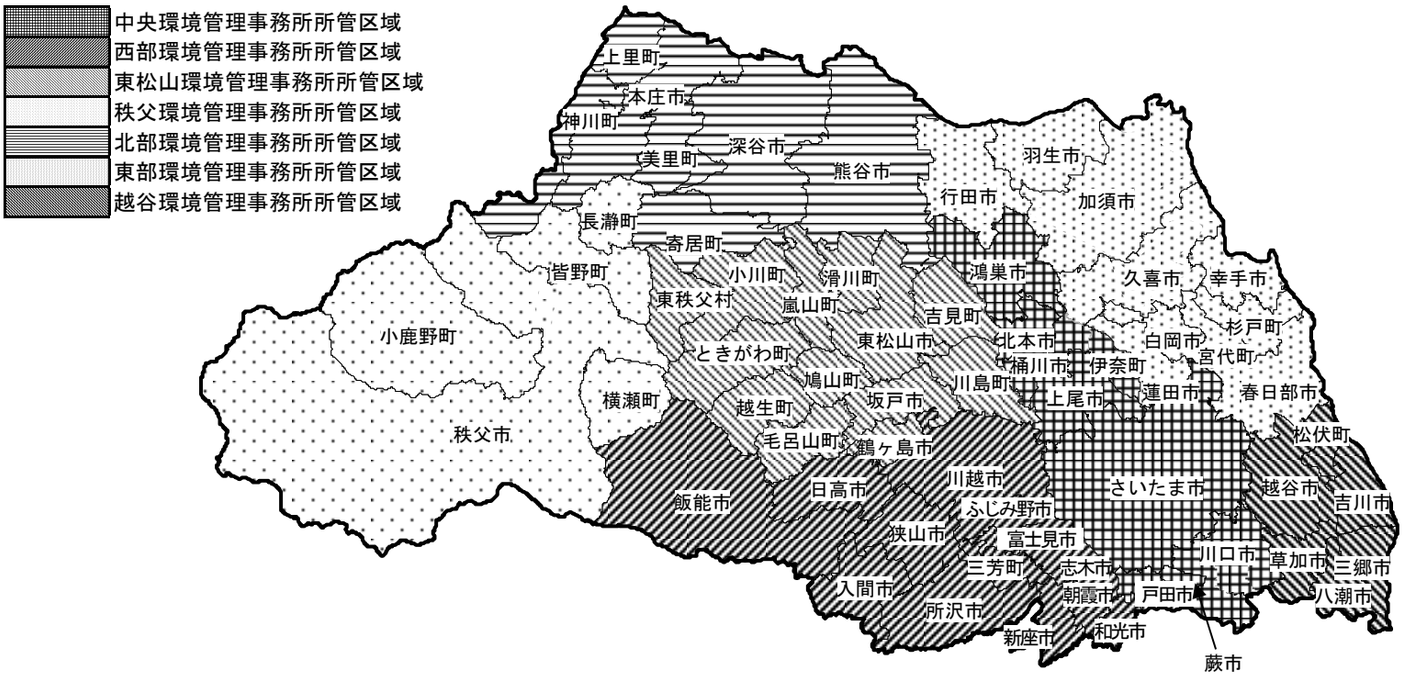

中央環境管理事務所

（京浜東北線北浦和駅徒歩10分）
さいたま市浦和区北浦和5－6－5
TEL:048－822－5199

所管:さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町

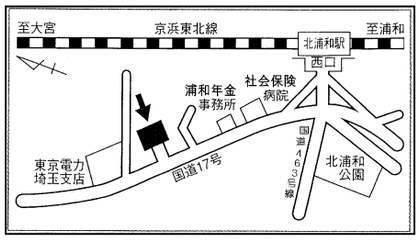

西部環境管理事務所

（川越線、東武東上線川越駅徒歩5分）
川越市新宿町1－17－17ウェスタ川越公共施設棟
TEL:049－244－1250

所管:川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町

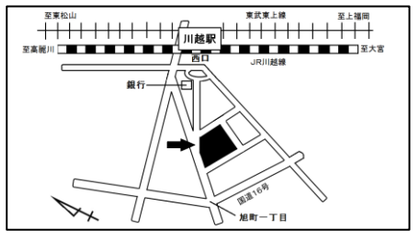

東松山環境管理事務所

（東武東上線東松山駅徒歩20分）
東松山市六軒町5－1
TEL:0493－23－4050

所管:東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

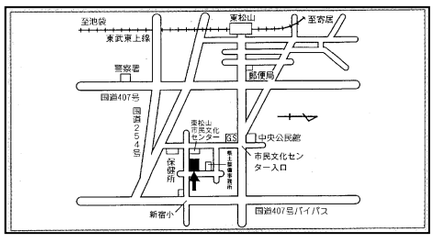

秩父環境管理事務所

（秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩5分）
秩父市東町29－20
TEL:0494－23－1511

所管:秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

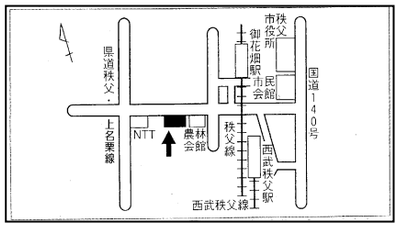

北部環境管理事務所

（高崎線熊谷駅徒歩15分）
熊谷市末広3－9－1
TEL:048－523－2800

所管:熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

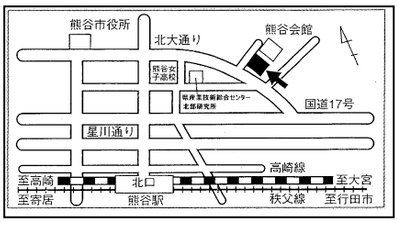

越谷環境管理事務所

（東武伊勢崎線越谷駅徒歩10分）
越谷市越ヶ谷4－2－82
TEL:048－966－2311

所管:草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町

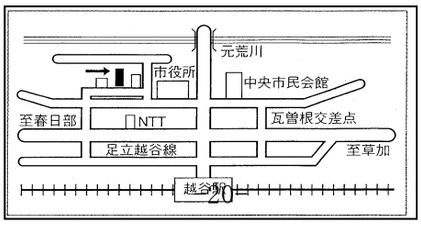

東部環境管理事務所

（東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩20分）
杉戸町清地5－4－10
TEL:0480－34－4011

所管:行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

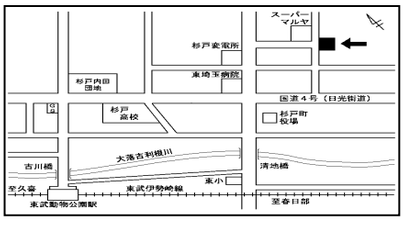

フロン排出抑制法登録申請手続き案内
～第一種フロン類充填回収業者関係～
（平成２７年４月版）

埼玉県環境部大気環境課（規制担当）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-3058 ／ FAX 048-830-4772

埼玉県マスコット さいたまっち